

2020年JMRC東北ラリーシリーズ統一規則書

公示

本競技会は、日本自動車連盟(JAF)公認のもとに、FIAの国際モータースポーツ競技規則、ならびにそれに準拠したJAF国内競技規則およびその細則、2020年地方ラリー選手権規定、JMRC東北ラリーシリーズ統一規則、各競技会特別規則書に従い、交通規則の遵守と安全運転を基本理念として、遵法精神および交通道徳の寛容、安全運転の取得を目的として開催されるもので、交通事故はもとよりいかなる法規違反も絶対に許されない。

2020年JMRC東北ラリーシリーズカレンダー

シリーズ	開催日	イベント名	場所	オーガナイザー	問い合わせ先	FAX
第1戦	1/26	2020 ハチ公ウインターラリー	秋田	DSCC-A	0186-43-3481(長井)	0186-43-3814
第2戦	9/19	第40回 どんぐりハチ公ラリー	秋田	DSCC-A	0186-43-3481(長井)	0186-43-3814
第3戦	11/1	利府ラリー 2020	宮城	RTGP	090-3127-8038(仲野)	

※上記は予定ですので、開催日・問い合わせ先等変更になることもあります。オーガナイザーが発表する特別規則書をご確認ください。

第1条 競技会の名称および格式(各競技会特別規則に記載)

第2条 競技会の種目 自動車によるSSラリー

(第1種、第2種アベレージラリーで開催する場合は別のシリーズとして行う)

第3条 オーガナイザー(各競技会特別規則に記載)

第4条 開催日及び開催場所(各競技会特別規則に記載)

第5条 申込期限(各競技会特別規則に記載)

第6条 参加申込先及び大会事務局(各競技会特別規則に記載)

第7条 大会役員(各競技会特別規則に記載)

第8条 競技役員(各競技会特別規則に記載)

第9条 競技種類(各競技会特別規則に記載)

第10条 参加費及び保険(各競技会特別規則に記載)

第11条 アシスト行為(各競技会特別規則に記載)

第12条 タイムスケジュール(各競技会特別規則に記載)

第13条 参加資格

- 1) 1台の車両に乗車する定員はドライバー・ナビゲーター(コ・ドライバー)の2名(以下クルー)とし、当該年度JAF国内競技運転者許可証B級以上の所有でなければならない。
- 2) クルーは、本競技会の参加申込を行う時点において、参加車両を運転するのに有効な運転免許取得後1年以上経過していなければならない。
- 3) 上記2)における参加資格を満足していない場合でも、オーガナイザーの判断により参加を認める場合がある。
- 4) 満20歳未満の者が参加する場合には、親権者の承諾を必要とする。

第14条 参加車両

1) 車両

JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるRN車両およびRR車両、RJ車両、RF車両、RPN車両、RB車両(2002年ラリー車両規定に従って製作したラリー車両)又はAE車両とする。なお、安全ベルトはJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第2章安全規定第2条に合致したもの、ロールケージは同第4条に合致したもの、消火器は同第3条に合致したものとする。ただしRB車両については、4点式以上の安全ベルト、6点式以上のロールゲージ及び内容量2kg以上の手動消火装置を装着することを義務づける。さらに乗員保護を目的とする追加バーの装着を強く推奨する。追加バーの取り付け要項は、2020年JAF国内競技規則第1編、第2編、第3編の安全規定におけるロールバーまたはロールゲージの項を参照し取り付けること。

2) 安全及び騒音公害防止上、以下を定める

触媒コンバータ以降の排気管及びマフラーは、当該車両型式に設定される純正部品もしくは保安基準に適合した部品を使用すること。「また、吸気音量増大を防止するためエアクリーナーエレメントの交換は当初の方式を保っていれば自由、なおエアクリーナーボックスは当初のままなければならない」。なお各競技会特別規則により「」を削除する事は制限しない。

3) タイヤ

JAF国内競技車両規則第2編第3章第6条6.2に定められたタイヤの規則に準拠すること。かつタイヤはいかなる場合に於いてもスリップサインが出ていないこと。なお、各競技会特別規則により、使用タイヤに制限を設ける場合がある。(特に路面が舗装の場合)

第15条 安全装備

JAFが定める【ラリー競技開催規定 細則:スペシャルステージラリー開催規定 第4章 第29条 安全装備】を遵守すること
なお、クルーが着用するものに、レーシンググローブ(コドライバーは任意)を追加する。

以下、再掲載

第29条 安全装備

スペシャルステージラリーに参加するクルーならびに車両に対しては、下記の安全装備が義務づけられる。またオーガナイザーは、特別規則書に明記することにより、より高規格の装備品を義務づけたり、追加の安全装備品を義務づけることができる。

1. クルーが着用するもの

- 1) 国内競技車両規則第4編細則に従ったヘルメット
- 2) 国内競技車両規則第4編細則に従ったレーシングスーツ
- 3) 国際格式競技

車両がスペシャルステージを走行中はいつでも、クルーはホモロゲーションが承認されたヘルメット、必要とされる安全衣服や付則L項チャプターⅢードライバーの機材—に定められている機材を装着しなければならない。そして安全ベルトを締められていること。いかなる違反についても競技長よりペナルティが課され審査委員会に報告される。

2. 参加車両に搭載するもの

- 1) 非常用停止表示板(三角)2枚
- 2) 非常用信号灯
- 3) 赤色灯
- 4) 牽引用ロープ
- 5) 救急薬品
- 6) 各車両規定に定められている仕様の消火器
- 7) 表面に赤字で「SOS」、裏面に緑字で「OK」と記されたA3版シート

第16条 クラス区分

JAF東日本ラリー選手権のクラス区分に合わせ、下記とする

B1クラス:排気量 3000ccを超える車両

B2クラス:排気量 1500ccを超え 3000cc以下の車両及び 1600ccを超え 3000cc以下のRPN車両

B3クラス:排気量 1500cc以下の車両及び 1600cc以下のRPN車両

B4クラス:AE車両及びAT車両

第17条 参加申し込み要領

- 1) 所定の申込書に参加料を添えて、第6条の参加申込先へ期日までに必着するよう対応する事。参加申込書、車両申告書には必要項目をすべて記入し、乗員が未成年の場合は必ず親権者の署名及び承諾印を捺印のこと。尚、詳細は各競技会特別規則書による
- 2) ラリー競技会に有効な任意保険(対人/人身傷害若しくは搭乗者傷害)またはJMRC東北見舞金制度への加入を義務づける。原則として既加入者はその保険証券又は領収書の写しを同封すること。
- 3) 参加台数は 60 台までとする。但し、JAFが認めた場合は、この限りでない。
- 4) オーガナイザーは理由を明示する事なく参加拒否の権限を有する。
- 5) 参加申込書、車両申告書の記載事項変更は開催日の3日前までに文書をもって申告すること。
- 6) 正式参加受理後の乗員の変更は認められない。ただし、参加者より事由を記した文書と事務手数料 2000 円が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- 7) 正式参加受理後には参加料は原則として返還しない。
- 8) 参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。
- 9) 参加申込が参加台数を越える場合、JMRC加入クラブ所属者を原則として優先的に受理する。
- 10) 参加不受理の場合は参加料及び保険料が全額返還される。但し、事務手数料として 2000 円を参加申込者の負担とする。

第18条 練習走行の禁止

参加者および参加チーム関係者によるラリー開催エリアでの練習走行、競技会開催や関係各署の許認可に影響を与えるような偵察およびそれに類する行為を禁止する。発覚した場合、道路補修費用の実費を請求することがあるほか、JMRC東北のラリーシリーズに参加を拒否することがある。

第19条 参加者の遵守事項

JAFが定める【ラリー競技開催規定 細則:スペシャルステージラリー開催規定 第4章 第30条 一般規定】を遵守すること

以下、再掲載

第30条 一般規定

オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

1. 競技中は道路交通法の遵守を最優先とする。
2. 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
3. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないように留意すること。
4. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
5. クルーは指示された行程(サービスパークを含む)を正確に維持しなければならない。特に、ロードセクションにおいてロードブックに記載されたルートから逸脱して走行してはならない。なお何らかの原因でオーガナイザーが迂回を指示した場合はその迂回ルートに従うこと。
6. 競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員に離脱、リタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
7. 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
8. 安全ベルトは必ず装着し、スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。
9. スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。
10. 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外でクルー以外の者による整備作業を行うことはできないこと。
11. 整備作業を行うことができる者は、当該参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員とすること。
12. 特別規則書に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。
13. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
14. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。

第20条 競技クルーの安全

JAFが定める【ラリー競技開催規定 細則:スペシャルステージラリー開催規定 第3章 第25条 15)競技クルーの安全】を遵守すること

以下、再掲載

15. 競技クルーの安全

- 1) スペシャルステージで参加車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも50m手前の目立つ場所に反射式の三角表示板を車両と同じ側に配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。なお車両がコース上にない場合も三角表示板を配置しなければならない。この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。
- 2) 参加車両には、片面に赤字で「SOS」、もう片面には緑字で「OK」と書かれたA3判のカードが搭載されており、救急医療措置が不要な場合もしくは消火が必要ない場合は、「OK」ページを少なくとも3台の後続車両に明瞭に提示すること。また他に援助を行おうとしている者(ヘリコプター等)があれば、それらに対しても同様に提示すること。停車車両がコース上の場合、状況に応じて停車状態をボディアクション等で後続車両に対し、当該区間最終参加車両通過まで合図すること。
- 3) その後速やかに復帰が可能か否かを判断すること。
- 4) 復帰可能と判断した場合、安全確保を最優先に作業を実施する。特に後続車両が接近した場合は作業を中断し安全な場所へ退避すること。
- 5) 復帰不可能と判断した場合、当該区間最終参加車両通過まで車外の安全な場所で退避すること。
- 6) クルーが車両から離れる場合は、後続車にはっきりと見える場所に「OK」ページを提示しておくこと。
- 7) 近接した地点に複数車両が停止した場合、夫々の車両が上記1)～6)を実施すること。
- 8) 救急医療措置が必要な場合もしくは消火が必要な場合は赤色の「SOS」ページを提示すること。これが提示されていた場合、後続車は下記の手順に従う。また「OK」「SOS」のどちらの提示もなく、車両がかなりのダメージを負っていてクルーが車両内にいると思われる場合も同様の手順に従うこと。
 - ① 援助するために直ちに停止する。その他の後続の車両も停止し、事故現場に2番目に到着した車両は、事故のことを知らせるために次のラジオポイントかストップまで行く。
 - ② それ以降の後続車は緊急車のための車幅をあけて停止し、援助を行う。
- 9) 上記一連の緊急措置はロードブックにも明記されなければならない。
- 10) リタイヤしたクルーは、リタイヤ届を必ずオーガナイザーに提出しなければならない。この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。

第21条 整備作業(サービス)の範囲

- 1) 整備作業は下記項目が許される。
 - a. タイヤ交換
 - b. ランプ類のバルブ交換
 - c. 点火プラグ交換
 - d. Vベルト交換
 - e. 各部点検増締め

- 2) 上記以外の整備については競技会技術委員長の許可がなければできない。
- 3) 当該車両のクルーが車載のタイヤ及び道具類のみを使用して行う作業は、整備作業とみなさない。

第22条 競技会の中止、延期、取止め、打切り

- 1) 保安上または不可抗力による事情が生じた場合は競技会審査委員会の決定によって競技を中止または延期、途中取り止めることができる。
- 2) オーガナイザーは参加申込み締め切り後、参加台数が20台に満たない場合は競技を中止または延期することができる。

第23条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両及びその附属品が破損した場合ならびに第三者に損害を与えた場合、また道路施設等を損壊した場合、その責任を自己が負わなければならない。参加者はJAF及びオーガナイザーならびに大会役員、道路施設等の管理者が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち大会役員はその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、もし参加者の負傷・死亡・その他車両の損害賠償などが発生してもJAF及びオーガナイザーならびに大会役員、道路施設等の管理者は一切補償責任を負わない。
- 2) 参加者が競技中に起こしたオーガナイザーならびに大会役員車及びその器材、道路施設等との事故はいかなる場合も参加者が責任をもって賠償するものとする。

第24条 抗議

- 1) 参加者は自分が不当に処遇されていると判断するときにこれに対して抗議する権利を有する。ただし、本統一規則及び各競技会特別規則書に規定された参加拒否・審判員の判定・スタート順位及び道路状態に対する抗議は受け付けない。
- 2) 抗議申し立ては国内競技規則に従って文書によって行い、抗議料として所定の金額を添え、競技長に提出すること。抗議料はその抗議が認められた場合にのみ返還される。
- 3) 競技に関する抗議は競技者のラリー競技終了後30分以内に文書にて提出されなければならない。ただし、タイムカードの記入事項に関する抗議はそれが交付されたされた地点で1分以内に口頭で行い、記入事項の訂正を受けた場合はそのポストチーフの署名を得たもののみ有効とする。
- 4) 車両検査に関する抗議は判定の直後に文書にて提出しなければならない。
- 5) 成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に文書にて提出しなければならない。
- 6) 役務に付いている競技役員はたとえ抗議が提出されている場合でもそれと関係なく自分の義務と権限を正当に執行できる。
- 7) 競技会審査委員会による抗議の裁定結果は競技会審査委員長により関係当事者のみに口頭で通知される。競技会当日、競技会審査委員会の裁定下されない場合はその暫定発表の日時・場所を発表し延期することができる。尚、抗議は1件につき代表者1名として上記の手続きを取らなければならない。

第25条 賞典

各クラス1～3位JAFメダル、トロフィーまたは楯、副賞。各クラスの表彰は台数により増減されたり、その他特別賞が設定されることがある。

第26条 シリーズポイント及び表彰

1) ポイント付与方法

出走台数とはTCOを通過した台数であり、出走前リタイヤ(レキリタイヤ含む)、未出走は台数に含めない。
 ※地方選手権とダブルタイトルで行う場合、出場時のライセンス地域コード「02～07」以外の者で東北ラリーシリーズのポイント我希望する場合は、1戦につき1名1,000円の登録料を支払う。
 ただし、当該選手が東北地区のクラブに所属して東北共催に加入している場合は不要とする。

ポイント表

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位以下完走
ポイント	20	15	12	10	8	6	4	3	0

※東北戦に未登録の選手が入賞した場合、東北戦のポイントは無効とし、繰り上げは行わない
 ※クラス成立は1台からとし、クラス台数によるポイントの減は行わない

<例>

順位	1位	2位	3位	4位
地区戦	20	15	12	10
東北戦	--	15	--	10

2) 表彰対象

得点は全戦を有効とし、同クラス2戦以上の出場でシリーズ表彰の対象とする。ただし2戦以上出場した者が6名に達しないクラスは、その下位に1戦出場した者の中で上位の者から順に補填し、あわせて6名を上限として表彰対象とする。

3) 合計得点が同点の場合の扱い

シリーズポイントが同得点の場合は、以下の順で順位を決定する

①出走回数が多い者 ②優勝回数が多い者(以降2位、3位と続く) ③ラリー部会で決定する

第27条 シリーズ罰則

重大な違反した場合、本年度のシリーズポイント及び当該シリーズ参加資格を剥奪する場合がある。

第28条 シリーズ表彰式

本年度の各ラリーシリーズ表彰式は別途告知する。

第29条 本規則の変更及び追加

本規則の変更及び本規則以外の規定、指示は、各競技会特別規則書あるは公式通知により表示する。

第30条 本規則の解釈

本規則ならびに各競技会特別規則書あるいは公式通知の解釈に疑義が生じた場合は競技会審査委員会の決定を最終とする。

第31条 本規則の施行

本規則は2020年1月1日より施行する。